

## 2017年10月C大学・短大「出前講義」資料 学生のアルバイト体験

川村雅則（北海学園大学）

<http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/index>

2017年10月に、C大学・短大で1年生を対象にした講義を行った。その際、最初の短時間で、アルバイトに関するアンケート調査に回答してもらった。その結果をまとめた。具体的には、80人が受講（調査に回答）し、そのうち6人がアルバイトをしていなかった。残り74人の回答結果を、全体及び業種別に取りまとめた。

業種は、調査で尋ねた「何の仕事か」への回答（記述）に基づきこちらで分類を行った。具体的には、①飲食店（飲食店＋その他を含む）、②コンビニ（コンビニ＋その他を含む）、③コンビニ以外の小売店、④その他とした。④その他には、業種の判断ができなかったもの（例えば、レジ打ち）を含む。

以下は、調査で尋ねた、アルバイト先でのトラブルや悩み・不満などを自由に書いてもらったものである。

【11】ファミレスと居酒屋のダブルワーク。人が少なすぎてお客様のクレーム対応もしている。店長がキッチンにフォローで入ってしまうため。ファミレスはとても待遇がいいけど居酒屋は休憩にも入れない。

【18】大型スーパーなのにアルバイトがなかなか増えず、辞めにくい。駅近だからとても混むのに人が足りなくて辛い。

【30】十分な研修をせずに仕事を任せられていた。

【35】定期だからと交通費を出してもらえない。定期も自分で払っているお金なのでそれはどうなのかと思う。

【36】辞めたいと思って言ったのに、人手不足だからと辞めさせてくれないし無理矢理出勤させられる。〔働き始めて〕出勤2日目にしてどなられた。

【37】給料が少ないことがある。開店準備のために早く出勤しないといけない。人手が足りなくて辞められない。

【53】休みはとれるけれどもととてもとりづらい。□□□□〔勤務先名〕の検定のようなものを受けるように言われた。

【54】常連のおじいさんに待ち伏せされて名刺を渡され、会えなくなったらさみしいと言われ、その後も店でニコニコ見られる。

【55】バイトが一人体制なので全然シフトを入れてもらえない。

【57】レジ点検をして誤差がマイナスになるとその誤差を埋めるためにお金を出さなければならぬこと。

【63】契約書などが一切ない。口頭で説明された仕事内容が各アルバイトによって変わっている〔回答者の仕事は、イベントの仕事〕。

【78】あがる時間がお店の混雑状況で決まるため、月に入ってくる給料に差がある。また、掛け持ちしているもう一つのほうの居酒屋は、深夜時間は1000円という契約だったはずなのに、ずっと800円で働かされている。

# C大学・短大 学生アルバイト調査結果

○調査は2017年10月に実施。  
 ○回答者数は74人である。  
 ○但し受講者数は80人で、6人はアルバイトをしていなかったことに留意。

単位：人、%

	合計	業種			
		飲食店*	コンビニ*	コンビニ以外の小売り	その他
*飲食店とコンビニについては、その他のバイトとの掛け持ちを含む					
高校のときのアルバイト体験	74 100.0	46 100.0	8 100.0	8 100.0	12 100.0
していた	55 74.3	35 76.1	8 100.0	6 75.0	6 50.0
していなかった	19 25.7	11 23.9		2 25.0	6 50.0
現在のアルバイト状況	74 100.0	46 100.0	8 100.0	8 100.0	12 100.0
固定の仕事をしている*	66 89.2	44 95.7	8 100.0	5 62.5	9 75.0
単発的なアルバイトをしている	2 2.7				2 16.7
*単発バイトにも○をつけた3人を含む	6 8.1	2 4.3		3 37.5	1 8.3
現在のはしていないが、過去に(=大学入学後に)経験がある					
<b>過去にアルバイトをしていた者は、一部(賞金)を除き、以下は過去のアルバイト経験を回答</b>					
勤務期間	73 100.0	46 100.0	8 100.0	8 100.0	11 100.0
働き始めたばかり	6 8.2	4 8.7		1 12.5	1 9.1
1~2ヶ月	13 17.8	7 15.2	2 25.0	2 25.0	2 18.2
3~6ヶ月	20 27.4	15 32.6	1 12.5	1 12.5	3 27.3
6ヶ月~1年未満	18 24.7	10 21.7	1 12.5	3 37.5	4 36.4
1年~2年未満	4 5.5	2 4.3		1 12.5	1 9.1
2年~3年未満	8 11.0	5 10.9	3 37.5		
3年以上	4 5.5	3 6.5	1 12.5		
労働条件・待遇の提示方法	73 100.0	46 100.0	8 100.0	8 100.0	11 100.0
契約書などの書面	35 47.9	18 39.1	3 37.5	7 87.5	7 63.6
口頭での説明	21 28.8	14 30.4	3 37.5		4 36.4
とくに何もなかった	7 9.6	6 13.0	1 12.5		
覚えていない	10 13.7	8 17.4	1 12.5	1 12.5	
<b>以下の働き方については、平時の状況(長期休暇時)以外</b>					
深夜時間帯の勤務	73 100.0	46 100.0	8 100.0	8 100.0	11 100.0
深夜時間帯を含まない	43 58.9	18 39.1	8 100.0	7 87.5	10 90.9
深夜時間帯を含む	30 41.1	28 60.9		1 12.5	1 9.1
1ヶ月あたりの勤務日数	72 100.0	46 100.0	8 100.0	8 100.0	10 100.0
9日以下	5 6.9	1 2.2		2 25.0	2 20.0
10~14日	36 50.0	27 58.7	4 50.0	2 25.0	3 30.0
15~19日	22 30.6	13 28.3	2 25.0	2 25.0	5 50.0
20~24日	7 9.7	5 10.9	1 12.5	1 12.5	
25日以上	2 2.8		1 12.5	1 12.5	
1週間当たりの労働時間	73 100.0	46 100.0	8 100.0	8 100.0	11 100.0
10時間未満	8 11.0	4 8.7		3 37.5	1 9.1
10~15時間未満	30 41.1	20 43.5	4 50.0	2 25.0	4 36.4
15~20時間未満	20 27.4	12 26.1	2 25.0	2 25.0	4 36.4
20~25時間未満	7 9.6	5 10.9		1 12.5	1 9.1
25~30時間未満	6 8.2	3 6.5	2 25.0		1 9.1
30時間以上	2 2.7	2 4.3			
(再掲) 15時間以上	47.9	47.8	50.0	37.5	54.5

現在アルバイトをしている学生の4分の3(80人を分母に計算しても7割弱)は高校ですでにアルバイトを経験しています。ワークルールは学んだ上で働き始めているでしょうか。

働き始める=契約を結ぶ、ということですが、条件を書面で提示されたのは5割弱にとどまります。労働基準法第15条を要チェック!

年間40単位を取得するためには週に15時間の授業に出る必要があります。それ以上の時間を働いている学生が(経験者の)半数程度に及びます。大学側はこうした現状を前提にした対応・支援が必要です。

# C大学・短大 学生アルバイト調査結果

○調査は2017年10月に実施。

○回答者数は74人である。

○但し受講者数は80人で、6人はアルバイトをしていなかったことに留意。

単位：人、%

		業種				
		合計	飲食店*	コンビニ*	コンビニ以外の小売り	その他
*飲食店とコンビニについては、その他のバイトとの掛け持ちを含む		72 100.0	45 100.0	8 100.0	8 100.0	11 100.0
アルバイトで学業に支障が生じること	よくある	25 34.7	15 33.3	3 37.5	5 62.5	2 18.2
	ときどきある	47 65.3	30 66.7	5 62.5	3 37.5	9 81.8
	とくにない					
2017年9月の時給（日中時間帯）		70 100.0	43 100.0	8 100.0	8 100.0	11 100.0
	786円	9 12.9	3 7.0	3 37.5	3 37.5	
	786～799円	3 4.3	1 2.3	2 25.0		
	800～824円	19 27.1	13 30.2	1 12.5	3 37.5	2 18.2
	825～849円	8 11.4	8 18.6			
	850～874円	15 21.4	8 18.6	2 25.0	2 25.0	3 27.3
	875～899円	3 4.3	2 4.7			1 9.1
	900円以上	13 18.6	8 18.6			5 45.5
	平均値（単位：円）	842	841	808	813	894
	標準偏差（単位：円）	50	41	28	29	65
時給（22時以降）		16 100.0	16 100.0			
	800円台	1 6.3	1 6.3			
	*22時以降にもアルバイトをしている者がここでは対象	11 68.8	11 68.8			
	1000円台	4 25.0	4 25.0			
	1100円以上					
時給に対する満足度		73 100.0	46 100.0	8 100.0	8 100.0	11 100.0
	十分に満足している	11 15.1	7 15.2		2 25.0	2 18.2
	どちらかといえば満足	32 43.8	21 45.7	2 25.0	2 25.0	7 63.6
	どちらかといえば不満	24 32.9	15 32.6	4 50.0	3 37.5	2 18.2
	非常に不満	6 8.2	3 6.5	2 25.0	1 12.5	
	不満計	41.1	39.1	75.0	50.0	18.2
1ヶ月の収入（税込み、交通費は除く）		72 100.0	46 100.0	8 100.0	8 100.0	10 100.0
	2万円未満	1 1.4	1 2.2			
	2万円台	10 13.9	5 10.9	2 25.0	2 25.0	1 10.0
	3万円台	14 19.4	11 23.9	1 12.5	1 12.5	1 10.0
	4万円台	17 23.6	9 19.6	3 37.5	2 25.0	3 30.0
	5万円台	10 13.9	6 13.0	1 12.5	1 12.5	2 20.0
	6万円台	7 9.7	4 8.7		1 12.5	2 20.0
	7万円台	8 11.1	7 15.2			1 10.0
	8万円以上	5 6.9	3 6.5	1 12.5	1 12.5	

北海道の最低賃金は2017年10月1日から810円となっています。

今回の調査で気になったことの1つが、深夜時間帯の賃金に無回答が多かった点である。回答者のうち少なくとも28人は「現在」深夜時間帯にも働いている。にも関わらずここで無回答は16人のみである。「わからない」という記述や空欄が目立った。また1人は800円という記述である。回答者が「わからない」のはまだしも、深夜時間帯にも賃金が変わらない事例が少なくないのではないかと【78】の自由記述も参照）。

満足が6割弱だけれども、不満も4割弱です。大事なのは、職場におけるこうした不満をどう解消するかということです。

## C大学・短大 学生アルバイト調査結果

○調査は2017年10月に実施。  
○回答者数は74人である。  
○但し受講者数は80人で、6人はアルバイトをしていなかったことに留意。

単位：人、%

	合計	業種			
		飲食店*	コンビニ*	コンビニ以外の小売り	その他
*飲食店とコンビニについては、その他のバイトとの掛け持ちを含む	72 100.0	46 100.0	8 100.0	8 100.0	10 100.0
アルバイト先でのトラブル・経験、悩み・不満で該当するもの					
ア. 求人情報に書かれていた内容と賃金・労働条件が異なる	8 11.1	8 17.4			
イ. 休憩がとれない、カットされる	10 13.9	9 19.6			1 10.0
ウ. 急に出勤を要請される	12 16.7	8 17.4	1 12.5	1 12.5	2 20.0
*過去のアルバイトでの経験を含む					
エ. 店が忙しいとあがらせてもらえない	18 25.0	14 30.4		1 12.5	3 30.0
オ. 忙しくて終電で帰れないことがある	3 4.2	2 4.3			1 10.0
カ. 暇だと急に早あがりさせられたり、休みをとるよう(欠勤を)要請される	11 15.3	9 19.6	1 12.5		1 10.0
キ. 定期試験など、休みをとりたいたきにとらせてもらえない	3 4.2		2 25.0	1 12.5	
ク. 慢性的に人手が不足している	24 33.3	14 30.4	4 50.0	3 37.5	3 30.0
ケ. 賃金を支払われない労働(サービス残業)がある	3 4.2	2 4.3	1 12.5		
コ. 深夜割り増しや残業割り増しの全て、あるいは、一部が払われない	4 5.6	3 6.5			1 10.0
サ. 交通費が払われずに不満である	13 18.1	5 10.9	3 37.5	4 50.0	1 10.0
シ. 販売ゾルマを課ざれたり買い取りをさせられることがある	2 2.8		2 25.0		
ス. 仕事上のミス(レジミス、注文ミス、商品等の破損)などの弁償をさせられる	2 2.8	1 2.2	1 12.5		
セ. 制服・ユニフォーム代金(クリーニング代金を含む)を負担させられる	8 11.1	5 10.9	2 25.0	1 12.5	
ソ. 仕事を辞めたいが辞めさせてもらえない	5 6.9	3 6.5	1 12.5		1 10.0
タ. 仕事に関する説明が十分でない	10 13.9	5 10.9	2 25.0	1 12.5	2 20.0
チ. 必要以上に厳しい叱責や罵声、暴力的な行為がある	3 4.2	1 2.2			2 20.0
ツ. 店長や他のスタッフからの嫌がらせ・セクハラがある	2 2.8	1 2.2			1 10.0
テ. 客からの嫌がらせ・セクハラがある	3 4.2	2 4.3		1 12.5	
ト. 客からのクレームへの対応をさせられる	6 8.3	5 10.9			1 10.0
ナ. 仕事でケガ、やけどなどを経験したことがある	12 16.7	8 17.4	2 25.0		2 20.0
ニ. 契約になかった仕事までやられる	3 4.2	1 2.2			2 20.0
ヌ. その他	3 4.2	1 2.2		1 12.5	1 10.0
ネ. 以上のようなトラブル・不満はとくにない	22 30.6	15 32.6	1 12.5	2 25.0	4 40.0

まずは、「トラブル・不満はとくにない」が3割にとどまることに注目です。

その上で、慢性的な人手不足・忙しいとあがれない・急な出勤要請・暇だと早あがりさせられるなど働き方や勤務に関するものが訴えとして多いです。

職場・働き方にも当然ルールがあります。まずはそれを学びましょう。あわせて、それ以上に大事なことは、労働条件は労使が対等な立場で決めていくという視点です。使用者(経営者)が一方的に決めるものではないのです。その視点の大切さを強調したいです。とはいえその実現が困難であるのは、みなさん、百も承知でしょう。その通りです。だからこそ、労働組合という存在が憲法や法で保障されているのです。労働法と労働組合をセットで学んでください。

### 労働基準法

(労働条件の決定) 第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

### 労働契約法

(労働契約の原則) 第三条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。